

「らく得保証」契約約款

大阪ガス株式会社

「らく得保証」 契約約款

大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する家庭用ガス機器の保証「らく得保証」（以下「本保証」といいます。）の内容および条件は、本約款によるものといたします。

第1条（定義）

本約款で用いる用語の定義は、以下のとおりといたします。

①「申込者」

本保証の適用を希望するお客さまをいいます。契約成立後は「契約者」といいます。

②「申込書」

本保証の適用を申し込むための当社の定める様式をいいます。

③「契約対象機器」

第4条に定める本保証の対象となる機器をいいます。なお、端末機のみを契約対象機器とすることはできません。

④「設置先」

申込書に記載された契約対象機器が設置された場所をいいます。

⑤「ガス小売事業者」

ガス事業法で定めるガス小売事業者をいいます。

⑥「ガス使用契約」

ガス小売事業者との間で締結するガスの供給および使用に関する契約をいいます。また、設置先におけるガス使用契約に基づきガスの供給を開始した日を「開栓日」といいます。

⑦「試運転日」

設置先において契約対象機器の試運転が行われた場合の当該試運転の実施日をいいます。なお、試運転が複数回行われた場合は、最初に試運転が行われた日をいうものとします。

⑧「購入日」

契約対象機器を購入された日をいいます。なお、本約款でいう「購入」とは、当該機器が未使用（試運転のみが行われた場合を含みます。）の状態、当該機器を購入することをいいます（建物に付随して購入または取得された場合を含みます）。また、当該機器に関して製造者または販売者が発行する保証書類、当該機器購入の際に発行された領収証類（当該機器の購入が確認できるものに限ります。）、その他当該機器の購入日を明らかにできる資料がある場合を「購入日が明らかな場合」といいます。

⑨「メーカー保証開始日」（熱源機の場合）

(1) 契約対象機器（熱源機）が当社製の場合

i 契約者が申し込み時以前からお住まいの住宅において熱源機を購入された場合またはすでに所有していた場合

イ 熱源機の購入日が明らかな場合

当該購入日といたします。

ロ 熱源機の購入日が不明な場合

熱源機の製造年月がわかる場合は、当該月の初日といたします。なお、製造年月が不明な場合は、本保証を申し込むことはできません。

ii 契約者が新たなお住まいに入居された場合

イ 熱源機が給湯暖房機、ふろ給湯暖房機または暖房専用熱源機の場合

開栓日が、当該熱源機の試運転日から1年未満の場合は当該開栓日とし、1年以上の場合は当該試運転日から起算して1年が経過した日といたします。なお、試運転日が不明な場合は、上記本号(1) i ロの定めによるものといたします。

□ 熱源機が前号以外の場合

開栓日が、当該熱源機の製造年月の月初日から1年未満の場合は当該開栓日とし、1年以上の場合は当該製造年月の月初日といたします。なお、製造年月が不明な場合は、本保証を申し込むことはできません。

(2) 契約対象機器（熱源機）が当社製以外の場合

i 熱源機の購入日が明らかな場合

当該購入日といたします。

ii 熱源機の購入日が不明な場合

熱源機の製造年月がわかる場合は、当該月の初日といたします。なお、製造年月が不明な場合は、本保証を申し込むことはできません。

⑩「メーカー保証開始日」（端末機の場合）

端末機の購入日が明らかな場合、当該購入日といたします。購入日が不明な場合は、本保証の対象とすることはできません。

⑪「メーカー保証開始日」（コンロの場合）

(1) 契約対象機器（コンロ）が当社製の場合

i 契約者が申し込み時以前からお住まいの住宅においてコンロを購入された場合、またはすでに所有していた場合

イ コンロの購入日が明らかな場合

当該購入日といたします。

□ コンロの購入日が不明な場合

コンロの製造年月がわかる場合は、当該月の初日といたします。なお、製造年月が不明な場合は、本保証を申し込むことはできません。

ii 契約者が新たなお住まいに入居された場合

イ 開栓日が、当該コンロの製造年月の月初日から1年未満の場合は当該開栓日とし、1年以上の場合は当該製造年月の月初日といたします。なお、製造年月が不明な場合は、本保証を申し込むことはできません。

(2) 契約対象機器（コンロ）が当社製以外の場合

i コンロの購入日が明らかな場合

当該購入日といたします。

ii コンロの購入日が不明な場合

コンロの製造年月がわかる場合は、当該月の初日といたします。なお、製造年月が不明な場合は、本保証を申し込むことはできません。

⑫「メーカー保証期間」

メーカー保証開始日から、原則として、B L 認定品(財団法人ベターリビングの認定する機器をいいます。以下同じ。)の場合は2年間、B L 認定品以外の場合は1年間といたします。ただし、当該機器のメーカーがこれ以外の保証期間を定めている場合は、当該定めによります。

⑬「給湯単体プラン」

本保証のうち、契約対象機器の熱源機に端末機が接続されていない場合にお申し込みいただける契約種別をいいます。

⑭「暖房接続プラン」

本保証のうち、契約対象機器の熱源機に端末機が接続されている場合にお申し込みいただける契約種別をいいます。なお、契約対象機器の熱源機に端末機が接続されている場合は、端末機の利用の有無にかかわらず、給湯単体プランをお申し込みいただくことはできません。

⑮「ビルトインコンロプラン」

本保証のうち、契約対象機器がビルトインコンロの場合にお申し込みいただける契約種別をいいます。

⑩「据置コンロプラン」

本保証のうち、契約対象機器が据置コンロの場合にお申し込みいただける契約種別をいいます。

第2条（契約の申し込み）

申込者は、あらかじめ本約款を承諾のうえ、申込書により、当社に申し込むものいたします。

- 2 申込者は、当社供給区域内設置先において、ガス小売事業者とガス使用契約を締結している方に限るものいたします。
- 3 当社と過去に本保証に関する契約（給湯単体・ビルトインコンロ・据置コンロプランに限ります。）を締結し、理由の如何を問わず当該契約が終了した場合、同じ契約対象機器について再度給湯単体・ビルトインコンロ・据置コンロプランを申し込むことはできないものいたします。

第3条（契約の成立）

本保証に関する契約（以下「本契約」といいます。）は、当社が前条第1項の申し込みを承諾したときに、契約者と当社間で成立するものいたします。なお、当社は、契約成立後、遅滞なく契約内容を記載した書面を契約者に送付するものいたします。

- 2 当社とガス使用契約を締結している契約者が、前項の定めにかかわらず、第6条に定める契約期間の開始日の前日までに、設置先においていずれのガス小売事業者とのガス使用契約がなくなり、もしくは契約者の責めに帰すべき事由によるガスの供給の制限、中止もしくは停止があった場合は、原則として契約は成立しないものいたします。

第4条（契約対象機器）

契約対象機器は、申込書に記載された熱源機（給湯暖房機、ふろ給湯暖房機、暖房専用熱源機、給湯器、ふろ給湯器、貯湯式湯沸器、ふろ釜をいいます。以下同じ。）および当該熱源機に接続された端末機（床暖房、浴室暖房乾燥機などをいいますが、これに限りません。）または、コンロ（ビルトインコンロ、ガス栓付ビルトインコンロ、据置コンロ、ペアフリーコンロをいいます。以下同じ。）といたします。なお、契約対象機器に付属するコントローラ等（当社の定めるものに限ります。）は、契約対象機器に含むものいたします。

- 2 契約対象機器は、当社製または当社とガス使用契約を締結の場合に限り当社が指定する製造者製を対象といたします。

- 3 契約対象機器に関するケーブル・コード・コネクタ類、各種フィルター類（メーカーが消耗品として扱わないものは除きます。）、ドレンホース類、各種電池類、定期交換部品、外装部品、循環アダプター、配管類、設置・施工などの部材類、テレビリモコン等の別売・オプション類、コンロのトッププレート（天板、ガラストップ等）、汁受け皿、グリル扉、グリル受け皿、焼き網、五徳、バーナーキャップ類、排気口カバー、各種遮熱板は、本保証の対象外といたします。（ただし、保証対象内修理に伴う交換部品が上記部品と一体型の場合はその限りではない）

第5条（契約対象機器の変更）

契約者は、契約対象機器の買替、廃棄、追加等の変更（以下「変更等」といいます。）を行った場合は、遅滞なく当社または当社の指定する連絡先に連絡するものといたします。

- 2 前項に定める契約者からの連絡を受け、当社は、本契約について、契約対象機器を確認したうえで、以下のとおりの取り扱いをするものといたします。

①契約対象機器の熱源機・コンロの変更等を行った場合

本契約を解約するものといたします。変更後の契約対象機器について、本保証の適用を希望される場合は、新たに変更後の契約対象機器に応じた契約種別の申し込みを行っていただきます。

②契約対象機器の端末機の変更等を行った場合（同時に熱源機の変更等を行った場合を除きます。）

(1) 端末機の接続がなかった場合から新たに端末機を接続した場合

本契約（給湯単体プラン）を解約するものといたします。変更後の契約対象機器について、本保証の適用を希望される場合は、新たに変更後の契約対象機器に応じた契約種別（暖房接続プラン）の申し込みを行っていただきます。

(2) 端末機の接続があった場合で、端末機の変更等を行った場合（(3)に該当する場合を除きます。）

本契約（暖房接続プラン）を継続するものといたします。なお、端末機の変更について連絡がない場合、変更された端末機は本保証の対象になりません。

(3) 端末機の接続があった場合から端末機の接続をまったくなくした場合

本契約（暖房接続プラン）を解約するものといたします。変更後の契約対象機器について、本保証の適用を希望される場合は、新たに変更後の契約対象機器に応じた契約種別（給湯単体プラン）の申し込みを行っていただきます。

- 3 前項の解約は、原則として、契約者から連絡を受けた日が属する月の末日で行うものとし、契約者は、当該解約月分の保証料金を全額支払うものいたします。
- 4 契約者が第1項に定める連絡を怠った場合、契約対象機器は本保証の対象外とし（第2項第2号(2)(3)に定める場合を除きます。）、当社が受領した保証料金は返金いたしません。
- 5 第2項第2号(1)に基づき給湯単体プランを解約し暖房接続プランを新たに申し込む場合、または、第2項第2号(3)に基づき暖房接続プランを解約し給湯単体プランを新たに申し込む場合は、新たに申し込む契約の契約期間が開始するまで従来の契約を継続することができるものとし、従来の契約内容に基づき、契約対象機器は本保証の対象（第2項第2号(1)の場合は当該端末機は、新たに申し込みを行った契約の保証適用開始年月以降に限り。）となるものいたします。
- 6 当社は、各契約者について、年1回以上、ダイレクトメールの送付、訪問または電話等の方法により、契約対象機器の設置状況の確認を行うものとし、契約者はこれに応じるものいたします。

第6条（契約期間）

本契約の契約期間は、原則として、当社が申込書を受領した日が属する月の翌々月1日から1ヶ月間といたします。ただし、期間満了の7日前までに、契約者または当社から解約、改定の申し入れがないときは、引き続き更に1ヶ月間延長し、以降も同様といたします。

- 2 契約対象機器の熱源機のメーカー保証開始日（当社製以外の場合は、製造年月の月初日）または製造中止日のいずれか早い方から起算して10年（当該熱源機がBL認定品以外の場合は7年）が経過する日が属する月の末日以降は、前項に定める契約期間は延長されないものとし、当該月末日をもって本契約は終了するものいたします。
- また、契約対象機器のコンロのメーカー保証開始日（当社製以外の場合は、製造年月の月初日）または製造中止日のいずれか早い方が

ら起算してビルトインコンロは8年、据置コンロは6年が経過する日が属する月の末日以降は、前項に定める契約期間は延長されないものとし、当該月末日をもって本契約は終了するものとしたします。

3 申込書に必要な記載がない場合や、申込書に記載された内容について確認が必要であった場合など、正当な理由がある場合は、第1項に定める契約期間の開始日は、次月以降の月初日に順延するものとしたします。

第7条（保証適用期間）

本保証の適用期間（以下「保証適用期間」といいます。）は、前条に定める契約期間のうち、以下に定める期間としたします。

①熱源機・ビルトインコンロ・据置コンロの保証適用期間

熱源機・ビルトインコンロ・据置コンロのメーカー保証期間が終了する日の翌日が属する月の初日（すでにメーカー保証期間が終了している場合は契約期間の開始日）から契約期間が終了する日までとしたします。

②端末機の保証適用期間

端末機のメーカー保証期間が終了する日の翌日が属する月の初日（すでにメーカー保証期間が終了している場合は契約期間の開始日）から熱源機の保証適用期間が終了する日、または、端末機のメーカー保証開始日から起算して10年（当該端末機がB L認定品以外の場合は7年）が経過する日が属する月の末日のいずれか早く到来する日までとしたします。

第8条（保証業務）

当社は、保証業務として、保証適用期間内に契約対象機器が故障した場合、第9条に定める内容の故障修理を行います。

2 契約者が定期点検付の本保証を選択された場合、当社は、保証業務として、第11条に定める内容の定期点検を行います。

第9条（故障修理）

保証適用期間内に契約対象機器が故障した場合、当社は、契約者の依頼によりすみやかに技術者を派遣し、適切な故障修理を行います。この故障修理に要した基本料、技術料および部品代は、保証料金に含まれるものとしたします。なお、保証適用期間終了後に発生した故障修理については、発生の都度、本契約とは別途に契約者の依頼に基づき有償にて行う場合があります。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証適用期間内であっても前項の故障修理の対象とはならないものといたします。なお、機器の状態によって、契約者の依頼に基づき、有償にて修理を行い、または修理の仲介を行う場合があります。

①本契約の成立後、当社が別途交付する「ご契約内容のお知らせ（登録証）」（以下「登録証」といいます。）の提示がない場合

②申込書または登録証の記載内容が当社の承諾なく書き替えられた場合

③実際と異なる内容で申し込みを行った場合

④直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた故障・不具合または損傷の場合

(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(2) 契約対象機器の自然の消耗、かび、むれ、塩害等による腐敗・さび、変質、変色、その他類似の事由

(3) 契約対象機器の年月日、時刻管理に関連する部品の故障・不具合に起因する契約対象機器の故障・不具合または損傷

(4) 取扱説明書の記載に反する使用等、契約者の契約対象機器の不適正な使用または不適切な維持・管理

(5) 当社の了解なしに契約対象機器を変更、改造、調整したことによる故障・不具合または損傷

(6) 当社または当社の指定する者以外の業者が修理したことによる故障・不具合または損傷

(7) 核燃料物質（使用済核燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故

(8) 火災、地震、水害、落雷、塩害、風害、虫、その他天災地変ならびに公害やその他の外部要因による故障・不具合または損傷

(9) 破裂、爆発、または外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊、水濡れ、契約対象機器の落下等の偶然かつ外来の事由

(10) 消耗品により生じた故障・不具合または損傷

(11) 契約対象機器の設置不良に起因する故障・不具合または損傷

(12) メーカー指定外の燃料、使用電源（電圧）の使用による故障・不具合または損傷

- ⑤契約対象機器のメーカーがリコールを行う場合または取替えを認めた場合もしくはは無償で修理を行う場合
- ⑥契約対象機器故障時に一時貸出した製品に生じた故障・不具合または損傷
- ⑦熱量変更に伴う改造・調整にかかる費用
- ⑧本保証以外の他の保証において修理の対象となる故障・不具合または損傷
- ⑨契約対象機器の調整または清掃（当社が故障修理に必要と判断した調整または清掃作業は除く。）に係る費用
- ⑩契約対象機器の修理が本保証の対象外と判明した場合で、それに関する費用
- ⑪保証適用期間外またはメーカー保証期間中に発生し、修理されなかった故障・不具合または損傷
- ⑫業務用に使用された場合または一般家庭用電源以外（例えば業務用の長時間使用、車両・船舶への搭載など）に使用された場合の故障・不具合または損傷
- ⑬本保証の対象外の製品、部品、配管類等に起因する故障・不具合または損傷
- ⑭その他老朽劣化、補修部品の保有期限超過後の欠品等、当社の責に帰さない事由による修理不可能な故障や契約対象機器の保証書に記載する保証外事項

第 10 条（保証限度額）

給湯単体・ビルトインコンロ・据置コンロ プランにおいては、以下のとおり、保証限度額を定めるものとし、故障修理に要した費用（以下「修理費」といいます。）について、保証適用期間内の累計修理費が保証限度額を超えた場合、その超過分の費用は、契約者の負担といたします。なお、累計修理費について、当社は年 1 回契約者へ通知するものといたします。※暖房接続プランには、保証限度額はありません。

- ①契約対象機器の熱源機・コンロが当社製の場合の保証限度額
当該熱源機・コンロの当社が定める希望小売価格（税込）といたします。希望小売価格のない場合は、次号の定めによるものといたします。

②契約対象機器の熱源機・コンロが当社製以外の場合の保証限度額

以下に定める金額（税込）といたします。

給湯能力	10号未満	10号以上16号未満	16号以上24号未満	24号以上
給湯器	38,000円	125,800円	141,500円	155,500円
ふろ給湯器	129,700円	169,500円	256,900円	331,800円
給湯暖房機	157,200円	188,600円	211,800円	282,000円
ふろ給湯暖房機	209,600円	262,000円	294,900円	383,600円

ビルトインコンロ	110-R916型・R917型	179,400円
	上記以外	165,000円
ガス栓付ビルトインコンロ		88,000円
据置コンロ、ペアフリーコンロ		49,500円

	単体バーナー	バーナー付ふろ釜	B F ふろ釜
ふろ釜	9,600円	51,000円	51,100円

貯湯式湯沸器	166,200円	
--------	----------	--

- 前項の累計修理費が保証限度額を超えた場合、本契約は終了するものとし、当社は遅滞なくその事実について契約者に通知いたします。
- 前項の終了があった場合、その終了日にかかわらず、契約者は、当該終了月分の保証料金を全額支払うものいたします。

第11条（定期点検）

当社は、第8条に定める定期点検として、当社の定める「保守点検表」に基づき各部の点検をし、その結果、必要に応じて調整、部品交換等を行います。また、その結果を契約者に報告いたします。この定期点検に要した費用は、保証料金に含まれるものいたします。

- 前項に定める定期点検は、毎年1回または2年に1回、原則として、当社と契約者があらかじめ合意した定期点検指定月（以下「指定月」といいます。）に行うものいたします。
- 当社は、指定月の前月に書面により訪問予定の告知を行い、定期点検の実施日を指定いたします。契約者は、不在等の理由により当

該指定日に定期点検が実施できない場合は、当社または当社の業務代行店に速やかに連絡し、協議のうえ、定期点検の実施日を決定するものといたします。

4 指定月での定期点検が、契約者の事由により遂行できない場合は、原則として翌月に実施するものといたします。

第12条（保証料金）

保証料金の種類および金額（月額・税込）は次のとおりといたします。

契約種別	給湯単体プラン		暖房接続プラン			ビルトインコンロプラン		据置コンロプラン	
	当社	当社以外	当社・当社以外(共通)			当社	当社以外	当社	当社以外
希望点検回数	—	—	毎年点検	2年に1回点検	点検不要	—	—	—	—
メーカー保証開始日から 申込日までの期間									
2年未満	308円	385円	880円	770円	660円	220円	264円	187円	209円
2年以上5年未満	363円	440円	1,111円	968円	825円				
5年以上	495円	616円	1,518円	1,331円	1,144円				

※消費税率はご請求時点の消費税率となります。(2021年4月時点 消費税10%)

2 契約者は、本保証の契約内容に応じた保証料金を、熱源機・コンロの保証適用期間開始月の当月分から、当社の指定する期日に支払うものといたします。

3 当社は、原則として、毎月の保証料金について、当社とのガス使用契約における当該月検針分のガス料金と同時に契約者に請求するものとし、契約者は当該請求に応じて支払うものといたします。

保証料金の請求開始の時点で当社とガス使用契約がない契約者は、ご要望いただくまでは払込票にてお支払いいただきます。口座振替

及びクレジットカード払いをご希望の場合、当社まで連絡するものといたします。ご要望いただいた場合でも、手続き完了までは、払込票にてお支払いいただくこととなります。

4 ご加入時に当社とガス使用契約を締結していた契約者が、本保証ご加入後に当該契約を解約し、当社以外のガス小売事業者との間でガス使用契約を締結した場合、本保証は継続されます。解約を希望される場合は、当社または当社の業務代行店に連絡するものとします。

5 当社とガス使用契約を締結されていない場合、ガス料金と同時収納ができないため必要となる費用として、保証料金に加えて77円（税込）/月・支払方法(*)をお支払いいただきます。

*支払方法は、払込み、口座振替及びクレジットカード払いのいずれかとなります。

*当社サービスを複数ご利用いただいている場合に、各サービスの振替口座が異なる場合は、1口座あたり77円（税込）/月お支払いいただきます。

(例) 以下の場合、料金収納費用は308円（税込）/月となります。

A サービス：X銀行の口座振替（口座①）

B サービス：X銀行の口座振替（口座②）

B サービス：Y銀行の口座振替

C サービス：Z会社のクレジットカード払い

※2016年7月31日以前に契約した契約者については、対象外となります。

※同一の口座や同一のクレジットカードからの支払いの場合でも、契約者の要望により、複数サービスについて個別の金額を明示して請求している場合は1サービスあたり77円（税込）/月お支払いいただきます。

ただし、当社の指定する取次事業者とガス使用契約を締結している場合は対象外とします。

※今回ご契約の本保証の他に当社サービスを複数ご契約いただいている場合、サービスの請求をまとめさせていただくことがあります。

6 前項の場合は、本規程の内、当社とガス使用契約を締結している事を前提とする規定は適用されません。

7 当社とガス使用契約を締結されていない場合、以下の請求日にご請求させていただきます。

①払込票・口座振替でのお支払の場合、当月のサービス料金は翌月 10 日前後にご請求

②クレジットカードでのお支払の場合、クレジット会社のご請求日に準拠しご請求

第 13 条（保証業務の運営）

契約者は、保証業務が円滑に行われるように、当社および当社の業務代行店に全面的に協力するものといたします。

2 設置先における保証業務の実施に要する電気、水道、ガス料金その他の費用は、契約者の負担といたします。

3 保証業務は、原則として、当社の通常営業時間中に行います。当社の通常営業時間外に保証業務を行う必要のある場合は、契約者と当社が協議のうえ、当社の指定する時間帯に保証業務を行うものといたします。

4 契約者は、転宅または契約対象機器の譲渡、移転をする場合、当社または当社の業務代行店に事前に連絡するものといたします。

5 当社または当社の業務代行店は、保証業務を行うにあたり、十分に注意を払い、誠意をもってこれを行うものといたします。

第 14 条（免責事項）

契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社の保証業務の履行等、本契約上の当社の債務を免除することに同意するものといたします。

①契約対象機器の所有名義等が当社の事前の同意なく変更された場合

②契約対象機器の設置場所が当社の事前の同意なく変更された場合

③保証料金の支払いが遅滞している場合

④その他止むを得ない事情により保証業務を行うことができない場合（当社の責に帰さない事由により保証業務の履行に必要な部品が調達できない場合を含む。）

第 15 条（不担保事項）

当社は、契約対象機器の故障発生等に伴って契約者または第三者に発生した身体または契約対象機器以外の財産の損害、営業上の損

害等の二次被害に対する賠償責任を負わないものいたします。また、当社は、本契約によって、契約対象機器の品質、安全性についてなんら保証するものではありません。

2 当社は前項のほか、契約者または契約者が法人等の団体である場合においてはその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者等の関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らかの催告を要せず、直ちに契約を解除することができるものとする。

- ①契約者が、暴力団、暴力団関係企業をはじめとする反社会的勢力または、その構成員、または準構成員に該当することが判明した場合。
- ②契約者が、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為をした場合。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または威力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他(1)ないし(4)に準ずる行為

3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合には、契約者に損害が生じても何らこれを賠償し補償しないものとする。

第16条(解約)

当社は、契約期間中、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、なんらの通知、催告を要することなく、直ちに本契約の全部または一部を解約することができるものいたします。なお、当社は、本条に基づく解約後、遅滞なくその事実について契約者に通知いたします。

- ①契約対象機器の全部または一部が滅失・廃棄された場合
- ②故障修理に代えて代替品を交付した場合
- ③転宅等により、設置先においていずれのガス小売事業者との間においてもガス使用契約がなくなった場合
- ④当社とのガス使用契約におけるガス料金の不払い等の契約者の責めに帰すべき事由によりガスの供給を制限、中止もしくは停止された場合

⑤当社とガス使用契約を締結している契約者が、設置先においてガス使用契約の名義を変更された場合

⑥保証料金の支払いが4ヶ月以上遅滞した場合

⑦スタイルプランS、または住ミカタ保証パックを新規にご契約をされた場合

2 前項の解約があった場合、その解約日にかかわらず、契約者は、当該解約月分の保証料金を全額支払うものとしたします。

3 当社以外のガス小売事業者との間でガス使用契約を締結している契約者が、その後、ガス使用契約がなくなった場合、遅延なく、当社または当社の業務代行店に連絡するものとしたします。上記に定める連絡を怠った場合、契約対象機器は本保証の対象外とし、当社が受領した保証料金は返金いたしません。ただし、契約者からガス使用契約がなくなった時期を証明する書類等の提出があった場合はガス使用契約がなくなった月の翌月以降の保証料金を返金いたします。

第17条（保証料金の改定）

当社は、諸物価変動等の経済実情に合致するように、保証料金を改定することができるものとし、この場合、契約者に改定の60日前までに通知するものとしたします。

第18条（規約の変更）

本規約およびその他の諸規定は、適宜追加、変更、廃止等の改定を行います。この場合、当社は、改定日の一ヶ月前に当該改定の内容を大阪ガスのHP上にて通知するものとしたします。ご契約者さまは、通知された改定内容に同意いただけない場合、当社に申し出ることによって本サービスを解約することができます。なお、ご契約者さまが当該改定日後に本サービスの利用など改定内容の承認を前提とする行為を行った場合は、当社にご契約者さまが当該改定の内容を承諾したものとみなすことができるものとしたします。

第19条（業務の委託）

当社は、本契約に定める業務を円滑に進めるため、当社の業務代行店等に業務を委託することができるものとしたします。

第20条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としたします。

第21条（その他）

本契約に関する疑義または本契約に定めのない事項については、契約者および当社の双方が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものといたします。

以上

クーリング・オフのお知らせ

1. 特定商取引に関する法律（以下「法」といいます。）にいう訪問販売でお申し込み（またはご契約）された場合、本書面を受領した日（本書面より前に法に定める申し込みの内容を記載した書面を受領した場合は、当該書面を受領した日）を含む 8 日間は、書面により、お申し込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力は書面を発信したときに生じます。
2. 上記 1. に記載した事項にかかわらず、当社または当社の代行店が、お申し込みの撤回または契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことにより誤認をし、または、威迫したことにより困惑し、これらによってお申し込みの撤回または契約の解除を行わなかった場合には、クーリング・オフ妨害の解消のための法に定める書面を受領し、その内容について説明を受けた日を含む 8 日間は、書面により、お申し込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力は書面を発信したときに生じます。
3. 上記 1. または 2. のお申し込みの撤回または契約の解除があった場合、お客さまは、損害賠償または違約金の負担はなく、役務の提供が既になされている場合においても、代金その他の金銭の支払いを請求いたしません。代金がお支払い済みのときは、速やかにその全額を返還いたします。
4. 上記 1. または 2. のお申し込みの撤回または契約の解除があった場合、本契約にかかる役務の提供に供い、お客さまの土地また建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまのご請求により、現状回復に必要な措置を無償で講じます。

[お客さま情報の利用目的]

当社は、ガス・電気・熱等の各種エネルギーや当社の商品・サービスをお客さまにご利用いただくにあたり、保証契約の申込み受付等により、当社が直接または業務委託先等を通じて、お客さまの個人情報（お客さまの氏名、住所、電話番号等）を取得いたしますが、これらの個人情報は以下の目的に利用させていただきます。

- ①エネルギー供給およびその普及拡大
- ②エネルギー供給設備工事
- ③エネルギー供給設備・消費機器（厨房、給湯、空調等）の修理・点検等の保安活動
- ④漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- ⑤エネルギー消費機器・警報器等の機器および住宅設備の販売（リース・レンタル等を含む。）、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- ⑥上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発
- ⑦その他上記①から⑥に付随する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、金融機関、クレジットカード会社、コンビニエンスストア、債権回収会社、情報処理会社、保証サービス会社、協力会社（サービスショップ、メンテナンス会社等）等に業務の一部を委託することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲で個人情報を提供することがあります。その場合は、当社は、業務委託先との間で取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。